

活動報告

海外渡航記録の調べ方

史料管理・閲覧室

はじめに

当館への照会で最も多いのが、家族史（ファミリー・ヒストリー）を調査する利用者からの、幕末から昭和戦前期までの海外渡航者記録に関するものである。そのほとんどが、探している記録が目録上のどの史料に含まれるのか、どのように探せばよいのかわからないといった質問である。しかしながら、渡航した年月日から当該史料を探す際に、重要な手掛かりとなる史料の作成時期については、『外交史料館所蔵 戦前期外務省記録総目録』（原書房、一九九二年）の目録情報として掲載されていなかった。また、平成三〇（二〇一八）年一二月よりサービスを開始した外交史料館所蔵史料検索システム（以下「検索システム」）においても、同様に掲載されておらず、利用者は、件名から推測される史料全てを閲覧申請して当該記録を調査するといった手間を取らざるを得なかった。

そのため、当館では「公文書等の管理に関する法律（平成二十一年七月法律第六六号）」第一五条第四項及び、「特定歴史公文書等の保存、

利用及び廃棄に関するガイドライン」第九条（目録の作成及び公表）に則り、特定歴史公文書等に関する、「その他適切な保存及び利用に資する情報」として、利用頻度が高い旅券下付表を始めとする、渡航者名簿等の作成年月日、簿冊の目次や史料に収録された用箋の情報等（史料を作成した移民会社名が記載）を検索システムの目録情報に追記することで、利用者の検索の利便性の向上を図った。

このような利便性向上の取り組みを進める一方で、本稿ではより容易にこれらの史料を活用できるよう、関連する史料を概括した上で、移民旅券の発給記録や渡航者名簿の効率的な調査方法を詳しく紹介する。

なお、本稿で対象とする渡航記録は、戦前期に労働に従事する目的で海外に渡航した者やその所在地に同行した家族（移民保護法第一条¹）、いわゆる移民に加え、その他、広く海外の諸地域に渡航した民間人も対象とする。

一 調査方法

具体的な調査方法を紹介するにあたり、当館の所蔵史料情報を整理した。本稿末尾のリスト【外交史料館所蔵 海外渡航関連記録】の内容につき、簡単に紹介したい。

まず、利用者がそれぞれの目的に応じて調査が容易になるよう、関連する簿冊等を大きく八つ、「①旅券発給関係、②渡航者名簿、③帰国者名簿、④死亡者名簿、⑤身分関係届(結婚、出生、死亡、他)、⑥在留邦人名簿、⑦呼寄せ・帰国・営業等証明、⑧実業者名簿」に分類した。

①は旅券発給記録であり、関連史料の中で最も大きな史料群となっている。②はその次に大きな史料群となっており、各地域・時代ごとに分類された渡航者名簿である。③は海外からの帰国者名簿であり、太平洋戦争の開戦により、断交国(イギリス、アメリカ)に取り残された外交官、駐在員、留学生などを帰国させるために運航された交換船の乗船者も調べることができる。④は渡航先で亡くなった方の名簿であり、⑤は渡航者の家族等の届け出となっている。⑥は各国・各地域の在留邦人名簿であり、⑦は家族・親族等の呼寄せや、一時帰国者の名簿であり、このうち営業許可に関する史料は、⑧の実業者名簿と併せて利用されたい。

(一) 渡航年月日、及び旅券発給地から探す

調査対象の人物の渡航年月日ならびに国内の本籍または住所等が明

確である場合、利用者が最初に調査を行うべき史料群が、①旅券発給関係の「旅券発給記録マイクロフィルム」である。

マイクロフィルムに収録されているのは、分類番号3852「航海人明細鑑」、分類番号3855「海外旅券勘合簿」、分類番号38551-12「海外旅券勘合簿 長崎県之部／沖縄県之部／山口県之部／兵庫県之部等」、分類番号3856「於開港場免状相渡候航海人銘鑑」、分類番号3858「海外旅券下付(附与) 返納表進達一件(附与明細表)」ならびに、分類番号1220137「外国旅券下付表一件 府県報告」である。分類番号が3で始まる外務省記録の簿冊は慶応三(一八六七)年～大正一五(一九二六)年九月までの幕末・明治・大正期の旅券発給記録で、分類番号がJで始まる簿冊が昭和元(一九二六)年九月～昭和一九(一九四四)年九月までの昭和戦前期の旅券発給記録となっている。計三一九簿冊に及ぶ史料のため、調査の着手に臆してしまうかもしれないが、これらマイクロフィルムは閲覧室に備え付けの「旅券マイクロ検索簿」を頼りに、コマ番号による検索によって、比較的簡単に該当期間の発給記録にアクセスすることが可能である。

ただし、同史料を利用する際には、発給記録の時期により、左記の通り分類方法が異なることに留意されたい。

○慶応三(一八六七)年～明治一七(一八八四)年 渡航先別発給記録(外務省発給分を含む)

○明治二(一八六九)年頃～明治二三(一八九〇)年頃 神奈川、長崎等の開港場管庁別発給記録

○明治一八（一八八五）年～明治二七（一八九四）年六月 氏名イロハ順発給記録（外務省発給分を含む）

○明治二七（一八九四）年七月～明治三一（一八九八）年 氏名イロハ順発給記録（外務省発給分を含む）、開港場管庁別発給記録

○明治三二（一八九九）年以降 各府県別発給記録（明治三二年、三三年は氏名イロハ別本省発給記録（公用）あり）

明治期の旅券は、時期や目的により発給方法が異なるため、注意が必要である。明治一年に海外旅券規則が制定され、旅券は開港場管庁において下付されていたが、渡航者の増加に伴い、官庁における事務の簡素化を図るべく、明治三〇（一八九七）年一月一日付で、旅券は申請者が在籍する地方行政庁から下付されることとなった。また、明治四二（一九〇九）年六月一日以降は、移民専用旅券が実用化され、移民については、本籍地又は寄留地の府県庁（東京であれば警視庁）に渡航許可申請を出願し、移民は出願した府県庁でまず渡航許可証の発給を受け、その後、旅券は出発港（横浜、神戸、長崎等）所在地の地方庁から下付されることとなった。⁽²⁾

一方、渡航者が「非移民」の場合は原則として、引続き本籍地又は寄留地の府県庁に出願することになっていたため、該当の府県庁の旅券発給記録を調査する必要がある。なお、「移民」「非移民」に関わらず旅券発給記録に記載された下付日付より起算して、六ヵ月以内に日本を出発しなければ旅券の効力を失うことになっていた。⁽³⁾ それゆえ、調査対象である人物の渡航日が判明している場合は六ヵ月前まで遡っ

て、本籍地、寄留地の府県庁のみならず神奈川県、兵庫県、長崎県等の出発港管庁の旅券発給記録や以下で紹介する渡航許可申請名簿等を調査する必要がある。

明治三二（一八九九）年以降、渡航先別から氏名イロハ順へと各府県別発給記録の分類が変化したのは、移民数の増加に伴う事務手続きの簡素化と関係しているようである。⁽⁴⁾ 移民会社が渡航申請を代行するようになり、同申請は県知事（地方長官）を通じて外務省へと送られた。県知事は県出身者の旅券取得のために必要な出願書、保証書を発行する義務を負っていた。⁽⁵⁾ 各府県から外務省に送られた旅券発給記録は府県ごとに書式が異なり、名簿に旅券番号・氏名・原籍・渡航先に加え、渡航許可の年月日、渡行時の年齢や渡航目的、就業先での労働契約期限、または「平民」「農民」という族籍ないし職業が記載されているもの、されていないものなど様々である。そのため、旅券発給記録で確認できる情報は各府県で一律ではないことに留意されたい。

旅券発給記録に名前が見つからない場合でも、家族や親族等は、呼び寄せて渡航していることも考えられるため、⑥在留邦人名簿や、⑦呼寄せ・帰国・営業等証明の中に該当する名前がないか調査すると良い。さらに、分類番号38237「移民名簿」（明治三六～三七年）、或いは分類番号38237「府県移民名簿」（明治二八～二九年）といった簿冊も併せて確認されたい。

（二）移民取扱人（移民会社）から探す

前述のとおり、戦前期は移民数が増加する中で、移民会社による渡航申請代行が一般化していった。この移民会社に関連する記録、特に②渡航者名簿から、調査を行うことも可能である。

児玉正昭によれば、移民会社の沿革を時期区分するとおおよそ以下の五期に区分できる。⁽⁶⁾この区分に依拠しつつ、移民会社の変遷と共に、利用可能な史料を説明することとしたい。

第一期は、日本最初の移民会社である日本吉佐移民会社が成立した明治二四(一八九二)年一二月から、移民取扱業者の取締り強化を目的として明治二七(一八九四)年四月に移民保護規則が公布されるまでであり、明治一八(一八八五)年には政府取り扱いのハワイへの官約移民が実施され、海外への移民希望者が増加し、出発港である横浜では移民相手の宿屋が渡航の世話を行うなど、移民希望者の旅券下付の周旋を業とする者がかなりの数存在していた。こうした中で、日本郵船の吉川泰次郎と秀英舎の佐久間貞一により、移民取り扱いを業務とする日本吉佐移民会社が設立された。ハワイは政府取り扱いであったため、同社はオーストラリアのクイーンズランド・フィジー諸島・ガールドループ(グアドループ)島・ニューカレドニア島などに移民を送出している。その後、日本明治移民株式会社・横浜移民合資会社・横浜海外殖民合資会社などの会社が現れ、アメリカ本土・カナダ方面への渡航者の周旋を行うようになった。

第二期は、明治二七(一八九四)年四月の移民保護規則公布から、アメリカ本土の契約移民禁止条例がハワイに適用され、日本政府が移

民会社による移民の送出を禁止した明治三三(一九〇〇)年六月までである。当該期には官約移民制度が廃止され、民間業者に移民の募集周旋事務が委託され、移民会社によるハワイへの契約移民送出の最盛期となった。渡航者名簿としては、「ハワイ移民関係史料」の分類番号布哇移民5-7を参照されたい。

第三期は、明治三四(一九〇二)年八月、日本政府が移民会社による自由移民のハワイ渡航を許可してから、明治四一(一九〇八)年二月、日米紳士協約の成立によりハワイを含むアメリカへの移民が制限されるまでである。同期間は、ハワイ・アメリカ本土・カナダ、オーストラリア・フィリピン群島や南米のメキシコ・ペルーなどへ移民が移民会社を通じて送出された。また、当該期に限らないが、移民多出県である四県(広島県・山口県・福岡県・熊本県)の移民数の移民総数に占める割合が際立っていることが特徴である。⁽⁷⁾また、明治三八(一九〇五)年からは沖縄県が移民多出県となったことも注目に値する。⁽⁸⁾

当該期に、主な移民会社が出した国・地域別、渡航者の出身県別人数等については、明治四二(一九〇九)年一月に外務省通商局がまとめた調査書である『移民取扱人ニ依ル移民之沿革』(分類番号通89)が比較的よくまとまっており、渡航時期や、出航した港、船便といった情報についても一部記載されているため、史料を検索する際の手掛かりとなる。

また、移民取扱人数が多い移民会社から順に表示したものが、一六

九頁の「移民取扱人（移民会社）変遷表」である。渡航者は、居住地に近い移民会社の所在地を通じて、旅券発給を受けていた可能性が高いため、会社別に整理された分類番号 382388「移民取扱人ヲ經由セル海外渡航者名簿」及び 382318「移民取扱人經由ノ渡航者名簿一件」や、県別に整理された 382320「移民取扱人取扱移民渡航認可報告雑纂」及び 382350「移民取扱人取扱移民渡航認可報告雑件」などの簿冊を調査されたい。

また、紙幅の関係で今回は紹介できないが、分類番号 3823* に含まれる各移民会社名の「〇〇会社取扱移民渡航認可報告雑件」には、各府県知事及び外務省通商局長宛の渡航許可申請者の名簿が含まれており、出国の予定時期や船名等まで記載されているものもある。ただし、ハワイへの渡航者名簿については、「ハワイ移民関係史料」の分類番号布哇移民 81-10 に纏められているので、同史料を参照されたい。

一方で、同時期に移民会社を介さないで渡航した者の名簿としては、分類番号 382390「移民取扱人ニ依ラサル移民ニ対シ渡航許可ヲ与ヘタル者ノ姓名月表警視庁府県ヨリ報告一件」（明治三〇～四一年）が参考となる。

第四期は明治四一（一九〇八）年二月、日米紳士協約が成立してから、大正九（一九二〇）年一月、海外興行株式会社が森岡移民株式会社を買収し唯一の移民会社となるまでの期間である。同期間は、移民会社の統廃合が進み、従来のハワイ中心の移民送出から、新しい移

民送出地としてブラジル・ペルー・アルゼンチン・メキシコなど南米を中心とした開拓へと方向転換を余儀なくされ、廃業に追い込まれる会社が続出した時期である。

同時期の渡航者名簿としては、「旅券発給記録マイクロフィルム」に加え、分類番号 382338「移民取扱人ヲ經由セル海外渡航者名簿」（明治二六～大正一〇年）があげられる。また当該期については、渡航先地域別に纏められた名簿はないため、南米地域へ移民を送出した各移民会社の 3823*「取扱移民渡航認可報告雑件」を調査されたい。

また、JICA 横浜海外移住資料館では、明治四一（一九〇八）年～昭和一六（一九四一）年までに契約移民としてブラジルに渡航した日本人の名簿『伯刺西爾行移民名簿』全一三五巻の閲覧が可能であり、また、明治三二（一八九九）年～大正一二（一九二三）年までに契約移民としてペルーへ渡航した日本人の名簿『Pioneros（ペルー日本人移民データベース）』を Web 公開（URL: <http://dji.jom.jp/jp/search.php>）しているので、併せて参考にされたい。

そして、第五期は大正九（一九二〇）年以降の海外興業株式会社が一手に移民送出を担うことになった時期である。移民政策が戦前において最も積極的に展開された時期であり、昭和初年以降、南米への渡航が最盛期を迎え、そのほとんどをブラジルへの農業移民が占めることになった。当該期についても、「旅券発給記録マイクロフィルム」に加えて、該当する地域（渡航先）の分類番号 J120J3-1*「本邦移民取扱人関係雑件 海外興業株式会社 海外渡航者名簿」、さらに、

南米航路に実績があった船会社の乗船名簿である分類番号J.120J.1.1「移民運送船関係雑件 大阪商船株式会社 旅客名簿」(昭和二―一六〔年〕、及びJ.120J.1.21「移民運送船関係雑件 日本郵船株式会社 旅客名簿」(昭和二―一三三〔年〕)などを調査されたい。

(三) 乗船名等から探す

大正から昭和初期の間に海外に渡航しているが、具体的な年月日が不明な場合は、乗船した船名から調べる方法もある。例えば、昭和五(一九一〇)年に通商局第三課が作成した調査書、分類番号通三94『移民運送船之研究』の附録第六号に記載されている、海外航路別に記載された船名の発航年月から、おおよその渡航年や出発港を絞込みつつ、同船を所有する前出の船会社の旅客名簿や移民会社別の渡航者名簿、さらに「旅券発給記録マイクロフィルム」を調べる手段が考えられよう。

なお、当館所蔵史料ではないが、以下の英字新聞を使って、同様に船名から渡航者を探し出すことが可能である。ただし、これらは移民が乗船する三等船客のリストではなく、⁽¹⁰⁾一、二等船客の非移民の乗船者を記載したものである。だが、これらの船名と出航年月日を手掛かりに、「旅券発給記録マイクロフィルム」を確認し、戸籍情報等を得ることも可能であろう。

The Japan Weekly Mail (横浜発行)

明治五(一八七二)年―大正四(一九一五)年分

【国立国会図書館所蔵】

明治三(一八七〇)年―大正六(一九一七)年分

【横浜開港資料館所蔵】

* LATEST SHIPPING 欄に出航・到着船の名称、船籍、船長名、經由港及び目的地、一・二等船室乗客名、乗船者数の記載あり。

* 大正七(一九一八)年ジャパンタイムズに吸収・合併。

* なお、一八七〇年から一九一七年分は、復刻版『ジャパン・ウィークリー・メール』全一四五巻(別冊含む)として、エディシヨン・シナプスから復刻されている。

The Rising Sun and Nagasaki Express (長崎発行)

明治九(一八七六)年―明治三〇(一九一七)年

【長崎歴史文化博物館所蔵】

The Hyogo News (神戸発行)

明治九(一八七六)年―明治二一(一八八八)年

七三六―三九〇五号(欠号多数あり)

【天理大学附属天理図書館所蔵】

二、今後の課題

今回、本邦渡航者名簿関係史料として取り上げることができなかった分類番号382*の各移民会社別の「取扱移民渡航認可報告雑件」には、移民契約者の名簿が含まれているものが散見される。しかしながら、現段階では調査未了のため、同名簿に記載されている渡航予定

日等を目録情報として採録するまでには至っていない。今後、目録情報に追加していく作業が必要となろう。さらに研究者等の協力が必要となるが、移民会社や船会社などの移民船（船舶名）を使って、どういった国や地域に移民を送出していたのかを表などで整理できれば、先の移民会社別の簿冊に含まれる渡航者名簿から調査対象の人物を高い精度で調査することが可能となるかもしれない。

なお、これまでマイクロフィルムでのみ閲覧に供していた旅券発給記録であるが、同マイクロフィルムのデジタル画像への変換を準備中である。将来的に所蔵史料検索システムで複写申請の帳票印刷を可能とし、デジタル画像の複写の受付を行っていく予定である。これらの取り組みは今後の課題である。

（文責 佐久間）

注

- （１）明治二九年四月七日法律第七〇号「移民保護法」（外務省記録38510）「移民法及旅券事務関係雜件（打合會議ヲ含ム）旅券並移民事務取扱参考書」第四卷、外務省外交史料館所蔵。以下同じ。明治三五年法律第四号改正をもって、移民は「清韓両国以外」の外国に渡航する者を指すこととなった。

- （２）明治三十三年八月一〇日「起案」海外旅券規則改正ノ件（外務省記録38510）「外国旅券規則及同規則取扱手續制定一件」、明治四二年四月一〇日通商局長発警視庁、北海道庁、各府県他宛「外国旅券規則取扱手續改正ノ件」、

同右、外務省通商局第三課「海外渡航案内」一九三二年、分類番号通三35（外務省外交史料館所蔵）、四―五頁。

- （３）明治三十三年六月四日外務省令第二号「外国旅券規則」第九条（前掲、外務省記録38510）。

- （４）明治三十三年六月四日「外国旅券規則取扱手續」第六条により、「氏」「イロハ」分ケヲ以テ：（中略）：順次一括綴り前三ヶ月分ヲ毎年一月四月七月十月ノ四回」外務省に報告することとなった。

- （５）各府県における移民の渡航許可申請の手續を定めた訓令については、外務省記録38511「移民保護法施行上ノ手續及旅券規則取扱方ニ関シ制定シタル府県令内規一件」第一・二巻を参照のこと。

- （６）児玉正昭『日本移民史研究序説』溪水社、一九九二年、二五四―二五六頁。

- （７）明治三二（一八九九）年から明治四三（一九一〇）年の四県の全移民数に占める割合は、広島県が四三、九四〇人（二二・五％）、熊本県が二四、二四二人（二二・四％）、山口県が二〇、八二三一人（二〇・七％）、福岡県が一八、六八一人（九・六％）であり、四県で五五・二％と半数以上を占めている。ちなみに沖縄県は二二、七〇四人（六・五％）であり、五県合わせると六一・七％で六割以上を占めていた。（表二―6府県別累計移民数（一八九九―一九一〇年）、児玉前掲書、二六八頁を参照）。
- （８）各移民会社を通じた同県の移民名簿としては、沖縄県立図書館資料編集室編『沖縄県史料 近代五 移民名簿一（明治三十二年～明治三十九年）』沖縄県教育委員会、一九九二年、及び、同『沖縄県史料 近代六 移民名簿二（明治四十年～明治四十四年）』、一九九四年を参照のこと。

- (9) 同時期の移民政策に関する史料については、原口邦紘「史料紹介 第一次大戦後の移民政策―移住民保護奨励施策の立案過程―」『外交史料館報』第二号（一九八九年三月）を参照されたい。
- (10) 外務省通商局第三課『移民運送船之研究』一九三〇年、分類番号通三94（外務省外交史料館所蔵）第二章 現行我移民運送船ニ関スル特別法規ノ概要」の「二、移民及旅客ノ定義」。

上昇期	低迷期	高潮期
-----	-----	-----

[illegible]

【外交史料館所蔵 海外渡航関連記録】※件名は省略

① 旅券発給関係

■ 戦前期外務省記録

・ 旅券発給記録マイクロフィルム * 旅券返納の記録を含む

(マイクロ請求番号 旅券1-115、慶応三-昭和一九年)

分類番号 3.8.5.2 / 3.8.5.5 / 3.8.5.1-12 / 3.8.5.6 / 3.8.5.8 / J220.J13-7

・ 分類番号 38.5.8.1 (明治二五-四二年) * 在外公館からの下付

・ 分類番号 38.5.8.3 (明治二九-四一年) * 韓国専用

・ 分類番号 38.5.13 (明治一六年-) * 領事館から手交の分

・ 分類番号 38.5.47 (明治四四-大正一五年)

・ 分類番号 38.5.64 (明治八年) * 開港場附与

・ 分類番号 38.5.65 (明治一-一二年) * 開港場及府県附与

・ 分類番号 38.5.66 (慶応二-三年) * 旧政府ノ節免状申受者姓名調

・ 分類番号 38.5.67 (明治六-八年) * 航海人明細簿

・ 分類番号 38.5.68 (明治九-一一年) * 海外行免状表

・ 分類番号 J220.J4 (昭和二-一九年)

② 渡航者名簿

■ 刊行物

・ 『日本外交文書 第四卷 明治四年』(項目二一)

* 明治元年グアム島行移民

■ 戦前期調書

・ 分類番号 通367 通商局「移民取扱人ニ依ル移民ノ沿革」

(明治四二年)

■ 戦前期外務省記録

・ 分類番号 38.2.1 第一卷 (明治元年) * ハワイ行移民

・ 分類番号 N1.4.06 第一卷 (明治四年) * サンフランシスコ到着者

・ 分類番号 38.2.5.14 ハワイ行移民 (明治一八-二七年) * 官約

・ 分類番号 38.2.3.8 (明治二六-大正一〇年)

* 移民取扱人經由・会社別

・ 分類番号 38.2.3.18 (大正一〇-一五年)

* 移民取扱人經由・会社別

・ 分類番号 38.2.3.00.1-1 (大正六-一五年) * ブラジル行移民

・ 分類番号 38.2.3.0 (明治三〇-大正四年)

* 移民取扱人によらない移民

・ 分類番号 38.2.3.20 (大正一-一四年)

* 移民取扱人取扱い・県別

・ 分類番号 38.2.3.50 (大正二-一五年)

* 移民取扱人取扱い・県別

・ 分類番号 38.2.3.32.1 (明治二九-三〇年)

* 移民取扱人經由・会社別

・ 分類番号 38.2.3.32.2 (明治三〇年)

* 移民取扱人經由・会社別

・ 分類番号 38.2.3.32.3 (明治三〇年)

* 移民取扱人經由・会社別

- ・分類番号 382364 (明治三六～三七年) * 移民
 - ・分類番号 382371 (明治二八～二九年) * 府県別移民
 - ・分類番号 382308 (大正六～一五年) * 米本土への転航
 - ・分類番号 3884 (明治二～大正一一年) * 密航
 - ・分類番号 38819 (大正五～一〇年) * 南アフリカ行
 - ・分類番号 38820 (大正五～一五年) * 南アフリカ行
 - ・分類番号 J120J1-1 (昭和二～一六年) * 大阪商船旅客移民
 - ・分類番号 J120J3-1 (大正一五～昭和一五年)
 - * フィリピン、ペルー、オーストラリア、キューバ、タヒチ、
コロンビア、英領北ボルネオ、パラグアイ行移民
 - ・分類番号 J120J3-1-1 (昭和二～一六年) * ブラジル行移民
- ハワイ移民関係史料
- ・分類番号 布哇移民 1～4 (明治一八～二七年) * 官約
 - ・分類番号 布哇移民 5～7 (明治九～三三年) * 自由渡航
 - ・分類番号 布哇移民 8～10 (明治三〇～三三年) * 会社扱
 - ・分類番号 布哇移民 11～18 (明治三四～四三年) * 新移民
- 外務省茗荷谷研修所旧蔵記録
- ・分類番号 J24～30 中国行 (昭和一二～一七年) * 渡航承認書
 - ・分類番号 J43～45 中国行 (昭和一二～二〇年) * 身分証明関係

③帰国者名簿

- 戦前期外務省記録
- ・分類番号 N1406 第一巻 (明治四年) * サンフランシスコ出發者
 - ・分類番号 382331 (明治二九～三〇年) * 移民
 - ・分類番号 38275 (明治三二～大正一〇年) * 移民
 - ・分類番号 382323 (大正一〇～一五年) * 移民
 - ・分類番号 J120J1-1 (昭和二～一六年) * 大阪商船旅客移民
 - ・分類番号 J120J1-2 (昭和二～一三年) * 日本郵船旅客移民
 - ・分類番号 A7.0.0.9-24-1 (昭和一六～一八年) * 日米交換船
 - ・分類番号 A7.0.0.9-24-1-1 (昭和一六～一八年) * 日米交換船
 - ・分類番号 A7.0.0.9-24-2 (昭和一七～一九年) * 日英交換船
 - ・分類番号 K3401 (大正一四～昭和一六年) * 所在調査・帰国者
- ハワイ移民関係史料
- ・分類番号 布哇帰国届 (明治四一～昭和一六年) * 移民
- 外務省茗荷谷研修所旧蔵記録
- ・分類番号 A68 (昭和一六～一七年) * 日米交換船
 - ・分類番号 A69 (昭和一七～一九年) * 日英交換船
- 戦前期調査
- ・分類番号 調査六 1 「米国情勢 (引揚邦人報告)」 (昭和一七年) * 日米交換船
 - ・分類番号 官報 53 在敵国居留民関係事務室「日米第二次交換
帰国邦人「リスト」」 (昭和一七年) * 日米交換船

④死亡者名簿

■戦前期外務省記録

- ・分類番号 382.275 (明治三二～大正一〇年) *移民
- ・分類番号 382.145 (明治三四～大正五年) *ハワイ移民
- ・分類番号 382.251 (明治四一～大正五年) *移民
- ・分類番号 382.303～303.21 (大正六～一五年) *移民、氏名ABC順

- ・分類番号 382.322 (大正一一～一四年) *移民
- ・分類番号 382.331 (明治二九～三〇年) *移民
- ・分類番号 382.351.1 (大正七～一〇年) *移民

- ・分類番号 A7.0.9.11.3 (昭和一六～二〇年)

*各国(死亡通知は第一四～一六卷)

- ・分類番号 J1.2.0.J9 (明治四二～昭和九年) *海外殉没者
- ・分類番号 K3.5.0.1 (大正一五～昭和戦前期) *氏名ABC順

⑤身分関係届(結婚、出生、死亡、他)

■戦前期外務省記録

- ・分類番号 387.21 (明治三三～大正一〇年) *明治三三～四一年は無し。地域公館別
- ・分類番号 387.21.1 (大正七～八年) *府県別
- ・分類番号 387.23 (大正一一～一五年)

- ・分類番号 387.23.1 (明治四四～昭和元年) *台湾人

- ・分類番号 387.23.2 (明治四四～大正一五年) *朝鮮人

- ・分類番号 387.23.3 (大正一〇～一五年) *布哇(ハワイ)

- ・分類番号 387.23.4 (大正一〇～一五年)

*羅府(ロスアンゼルス)領事館

- ・分類番号 387.23.5 (大正一〇～昭和元年) *支那(除満州)

- ・分類番号 387.23.6 (大正一〇～昭和元年) *支那(満州)

- ・分類番号 387.23.7 (大正一〇～昭和元年) *亜細亜、南洋

- ・分類番号 387.23.8 (大正一〇～一五年)

*欧州、西比利亞(シベリア)

- ・分類番号 387.23.9 (大正一〇～昭和元年) *北米(米国、カナダ)

- ・分類番号 387.23.10 (大正一〇～一五年) *中米、南米

- ・分類番号 387.23.11 (大正一〇～昭和元年)

*桑港(サンフランシスコ)領事館

- ・分類番号 387.23.12 (大正一二～一五年) *雑

- ・分類番号 K1.2.1.1 (大正一五～昭和一九年) *中米、南米

- ・分類番号 K1.2.1.2 (大正一五～昭和一九年)

*北米(米国、カナダ)

- ・分類番号 K1.2.1.3 (大正一五～昭和一九年) *中国(除満蒙)

- ・分類番号 K1.2.1.4 (大正一五～昭和一九年) *満蒙

- ・分類番号 K1.2.1.5 (大正一五～昭和一九年) *亜細亜、南洋

- ・分類番号 K1.2.1.6 (大正一四～昭和二〇年) *欧州

- ・ 分類番号 387.22 (明治四三～大正一五年) * 国籍離脱・喪失
- ・ 分類番号 387.22.1 (大正八～一五年) * 国籍離脱
- ・ 分類番号 387.22.1.1 (大正一一～一三年) * 桑港
- ・ 分類番号 K.1.10.1.1 (大正一五～昭和一八年) * 帰化・国籍離脱
- ・ 分類番号 K.1.10.1.3 (大正一五～昭和一七年) * 国籍喪失

⑥ 在留邦人名簿

■ 戦前期外務省記録

- ・ 分類番号 16.3.24.13.18 (第三卷) (大正七年)
- * ロシア (ブラゴヴェシチェンスク、スラジェフカ)
- ・ 分類番号 52.17.32.31 (大正一一年) * ロシア (スパスク)
- ・ 分類番号 K.3.70.5 (第3卷) (昭和一九年七月、一二月) * ドイツ
- ・ 分類番号 A.7.00.8.6.2 (昭和二〇年一月) * ドイツ
- ・ 分類番号 A.7.00.9.1.3 (昭和一六～二〇年)
- ・ 各国 (抑留者名簿：第四～一二三卷、在留者届：第二四～二五卷)
- ・ 分類番号 K.3.21.3 (昭和戦前期)
- * キューバ、ドミニカ、ウラジオストク、満州里
- ・ 分類番号 K.3.22.7 (昭和一四年) * 日本人会・実業団体代表

⑦ 呼寄せ・帰国・営業等証明

■ 戦前期外務省記録

- ・ 分類番号 38.2.24 (明治四一～大正五年)

- ・ 分類番号 38.2.24.9 (明治四一～大正一〇年) * 在オタワ総領事館発給、呼寄せ・帰国証明
- * 在バンクーバー領事館発給、呼寄せ・帰国証明
- ・ 分類番号 38.2.27.5 (明治四四～大正二年)
- * 在米公館発給、呼寄せ・帰国・営業等証明
- ・ 分類番号 38.2.28.1～28.2.5 (明治四五～大正一五年)
- * 在外公館発給、各種証明

- ・ 分類番号 38.2.28.6 (明治四五～大正一〇年)
- * 在外公館発給、各種証明

- ・ 分類番号 38.2.28.9 (大正九～一〇年)
- * 在外公館発給、呼寄せ・帰国・営業等証明

- ・ 分類番号 38.2.33.1 (大正一四～一五年)
- * 在マサトラン領事館、各種証明

- ・ 分類番号 J.2.20.13～J.3.38 (大正一五～昭和一六年)
- * 在外公館発給、各種証明

⑧ 実業者名簿

■ 戦前期調査

- ・ 分類番号 通 137 通 181～197 (明治三九～昭和一四年)
- * 海外日本実業者之調査

■ 戦前期外務省記録

- ・ 分類番号 34.6.5.1 (大正九～一三年)

* 在支本邦人ノ企業及貿易調査ノ件

・分類番号 34.6.5.1-1 (大正11～12年)

* 在支本邦人ノ企業及貿易調査ノ件 満州

・分類番号 K.370.4 (昭和五年)

* 在外本邦実業者調査一件

・分類番号 K.370.4-1 (昭和九～一四年)

* 在外本邦実業者調査一件 年報ノ部

・分類番号 K.370.4-2 (昭和10～11年)

* 在外本邦実業者調査一件 調書ノ部

なお、「海外日本実業者之調査」「在外本邦実業者調」は、当館所蔵の欠落部分も含めて、外務省通商局編『海外日本実業者の調査』全八巻(明治二六～昭和一四年)として不二出版から復刻されている。

■ 外務省茗荷谷研修所旧蔵記録

・分類番号 K4 (昭和一八年)

* 日本人会並邦人実業団体調査関係一件 在石門本邦実業者調

本リストは、外交史料館の開館間もない時期より当館で閲覧・レファレンス業務に従事してきた内藤和寿氏(元閲覧室長)が整理した関係記録リストを底本とし、加筆修正したものである。ここに記して謝意を表したい。